

入札契約制度の改正について

令和5年5月29日

倉敷市の入札契約制度について、次のとおり改正します。

1 建設工事における最低制限価格の算定方法の改正

(1) 改正内容

最低制限価格基準率の算定方法を次のとおり改めます。

① 建設工事の最低制限価格の算定方法

最低制限価格(税抜) = 予定価格(税抜) × (最低制限価格基準率 + (0.0005X + 0.00005Y))
(X及びYは、0から9までの変数で、開札時に電子くじによって決定します。)

② 最低制限価格基準率の算定方法

最低制限価格基準率は、次の計算式により算定した率の小数点第3位以下を切り捨てた率
(その率が0.92を超える場合は0.92とし、0.77を下回る場合は0.77とする。)
とします。

【現行】

(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55) ÷ 工事価格

【改正後】

(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68) ÷ 工事価格

(2) 改正時期

令和5年6月1日以降の入札公告・指名通知分から

2 低入札価格調査の調査基準価格及び失格基準価格の算定方法の改正

(1) 低入札価格調査基準価格の算定方法の改正

低入札価格調査基準率の算定方法を次のとおり改めます。

① 低入札価格調査の調査基準価格の算定方法

低入札価格調査基準価格(税抜) = 予定価格(税抜) × 低入札価格調査基準率

② 低入札価格調査基準率の算定方法

低入札価格調査基準率は、次の計算式により算定した率の小数点第3位以下を切り捨てた率
(その率が0.92を超える場合は0.92とし、0.77を下回る場合は0.77とする。)
とします。

【現行】

(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55) ÷ 工事価格

【改正後】

(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68) ÷ 工事価格

(2) 失格基準価格の算定方法の改正

失格基準率の算定方法を次のとおり改めます。

① 失格基準価格の算定方法

$$\text{失格基準価格(税抜)} = \text{予定価格(税抜)} \times (\text{失格基準率} + (0.0005X + 0.00005Y))$$

(X及びYは、0から9までの変数で、開札時に電子くじによって決定します。)

② 失格基準率の算定方法

失格基準率は、次の計算式により算定した率の小数点第3位以下を切り捨てた率（その率が0.92を超える場合は0.92とし、0.77を下回る場合は0.77とする。）とします。

【現行】

$$(\text{直接工事費} \times 0.92 + \text{共通仮設費} \times 0.85 + \text{現場管理費} \times 0.85 + \text{一般管理費} \times \underline{0.5}) \div \text{工事価格}$$

【改正後】

$$(\text{直接工事費} \times 0.92 + \text{共通仮設費} \times 0.85 + \text{現場管理費} \times 0.85 + \text{一般管理費} \times \underline{0.63}) \div \text{工事価格}$$

(3) 改正時期

令和5年6月1日以降の入札公告分から